

第四百五十六條第一項中「第三百九十二條、第三百九十三條」を削る。
第五條 旧法第二百九十七條第一項、第二百九十八條第二項及「第三百七十九條第二項及」を削る。

昭和二十三年十一月十一日印刷

昭和二十三年十一月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第四部)

第二回 参議院司法委員会會議録第五十二号

昭和二十三年七月四日(日曜日)午後二時五分開会

本日の會議に付した事件

○刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○少年法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○少年院法案(内閣提出、衆議院送付)

○有限会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十三年六月以降の刑事等の報酬に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十三年六月以降の検事等の俸給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行刑問題に関する調査の件

○委員長(伊藤修君) これより司法委員会を開会いたします。先ず緊急上程といたしまして、刑事訴訟法を改正する法律案を議題に供します。本案の審議につきましては、かねて小委員会を開催してまいりましたが、小委員会は前後五回に亘りまして慎重審議の結果、二十五條に亘りまして修正箇所を決定いたしました次第であります。便宜これを議案といたします。

刑事訴訟法を改正する法律案修正案(A)

第三十四條を次のように改める。
主任弁護人は、裁判所の規則の定めるところにより、弁護人に対

する訴訟行為又は弁護人のする訴訟行為について他の弁護人を代表する。但し、証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人に対する補充尋問、第三百十一條第三項に規定する供述を求めるとき及び第二百九十三條第二項に規定する陳述については、この限りでない。

第三十八條第二項中「報酬」の次に「並びに訴訟記録謄写の複製の弁償」を加える。

第四十條第一項を第二項とし、第一項として、次の一項を加える。
弁護人は、弁護権の行使について、その目的を達するため必要な調査をすることが出来る。

第五十三條第一項中「何人も、」を「訴訟關係人又は閲覧につき正当な理由がある者は、」に改め、
第二項中「訴訟關係人又は閲覧につき正当な理由があつて」を削り、「保管者の許可を受けた者でなければ、」を「保管者の許可を受けなければ、」に改める。

第六十條を次のように改める。
裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを拘留することが出来る。

一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
二 被告人が罪証を隠滅する虞があるとき。
三 被告人が逃亡し又は逃亡する

虞があるとき。

拘留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月毎に、これを更新することが出来る。但し、第八十九條第一項第一号又は第三号乃至第五号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる事件においては、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第七十三條第三項を削る。
第二百一十一條第二項を削る。
第二百三十七條第一項中「公訴の提起」を「第一審の判決に改める。
第三百四十四條第一項、第二項を削り、第三項を第六項とし、同項中「前二項」を「前五項」に改め、第一項乃至第五項として、次の五項を加える。

証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人は、その取調を請求した者が、まず、これを尋問する。
請求した者以外の訴訟關係人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、尋問することが出来る。

裁判長及び陪席の裁判官は、必要があるときは、自ら尋問することが出来る。但し、陪席の裁判官が尋問するについては、裁判長にその旨を告げなければならない。

裁判所が職権で取り調べる証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人は、裁判長及び陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。但し、陪席の裁判官が尋問するについては、裁判長にその旨を告げなければならない。

檢察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて尋問することが出来る。
第三百四十三條前段中「その効力を失ふ。」を「これを取り消すことが出来る。」に改め、同條後段を削る。

第三百九十三條第一項中「必要があるときは、」の次に「檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は」を加える。
刑事訴訟法を改正する法律案中修正案(B)

刑事訴訟法を改正する法律案の一部を左の通り修正する。
第三十條に次の一項を加える。
何人も、被告人又は被疑者の同意を得て、弁護人を選任することが出来る。

第四十八條第三項を次のように改める。
公判調書は、各公判開廷の日から五日以内に、これを整理しなければならぬ。但し、公判を連日にわたつて開廷し、その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

第五十條第二項中「公判期日の公判調書が、今回の公判期日までに整理されなかつた」を削る。
第八十九條第二号を次のように改める。

二 被告人が長期十年を超える懲役又は禁錮にあたる罪を犯したもので、前に同種の罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
第八十九條第三号中「罪を犯したもので」の次に「且つ逃亡の虞が」を加え、同條第二項として次の一項を加える。

裁判所は、適當と認めるときは、前項各号の事由があるときでも、保釈を許すことが出来る。
第二百五條及び第二百四十九條中「齒科医師」の次に「藥劑師」を加え、「本人が承諾した場合」を「本人が承諾した場合及び」に改め、「その他裁判所の規則で定める事由がある場合」を削る。

第二百五十五條に次の一項を加える。
証人の供述が証人又はこれを第四百四十七條に規定する關係がある者の恥辱となり、著しくその名譽を傷つけ、その財産上に重大な損害を生じ、その他その權利を著しく害する虞があるときは、宣誓をさせないで、これを尋問することが出来る。

第二百十二條第二項第四号を削る。
第三百十三條中「檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は」を「被告人又は弁護人の請求により、」に改める。
第三百七十六條第二項中「又は檢察官

第四部 司法委員会會議録第五十二号 昭和二十三年七月四日【参議院】

二年、最近におきましては、事件数といふものは例えは昭和十二年、戦前の平時の事件数の約二倍になつておるといふのに対して、判事の数がとても二倍に増えたとはいへないところから来ておるのであります。只今申上げましたのは第一審裁判所でありませうが、この高等裁判所関係も大体今申上げたように、昭和十二年、戦前に比べると、判事一人の負担量はずつと多くなつておる次第であります。それで先程の最高裁判所の立てた人員増加の關係の数字でありますけれども、これはやはり只今の事件数を基礎にして大体が、而も事件の進行工合は今までより遅くないという建前で、要するにすべて手数が倍になるという原則を立てて推算した結果、そういう数字になつておる次第であります。以上で御答弁を終ります。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑はございませうか。

○大野第一君 小委員会のときに國宗政府委員からお答になつたようなことを、ちよつと速記録に取つて置いて頂きたい。それは只今皇に証人の資格があるというお答えだけであつたけれど、それに対する勾引の効力或いは宣誓違反或いは引いては偽証等のことについて、國宗政府委員から後刻でもよろしくございませうから、後世のために御発言を願つて置まして、後刻に御発言を願つて置まして、速記録に取つて置いて頂くことをお願いいたします。

○政府委員(國宗君) お答え申上げます。只今御質問の、天皇の証人資格の問題であります。天皇は証人の資格があるといふふうには私は解釈をいたしております。但し天皇の象徴たる御地位に鑑みまして、召喚を受けた場合にこれに應じなかつたときに勾引できるか、或いは又証言拒否に對しまする処罰の規定の適用があるか、或いは偽証に對する処罰の規定が適用あるか、こういう問題になりますと、刑法の解釈上から申しまして、天皇の象徴たる御身分に關しましては、刑法上処罰の對象にならないといふ法律上の解釈を今まで取つておりました。従いまして証言拒否並びに偽証といふ点に關しましては、処罰はなし得ないものと考へております。それから更に召喚に應じられない場合には、これを公権力を以て勾引することができ、この問題に關しましては、象徴たる御身分、その御地位に鑑みますれば、當然そのときに強制力を以てこれを裁判所に出頭せしめるということとはできないものと考へております。

○大野第一君 本員も御答弁について全幅の満足の意を表しまして了解いたしました。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑がなければ質疑はこれを終了することに御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員(伊藤修君) では質疑は終了いたしました。本案につきましては討議及び採決は明日午後一時からこれをいたしたいと思います。

次に少年法を議題に供します。成るべく簡単に一つ、速記がなくなりましてから、速記がなければおやりにならな

つ質問があるのですが、それは、この少年法が少年を非常に保護しておるといふ点は結構なのですが、少年法が十八才から二十才までに繰上げて適用されるという結果、第三條のごときは、その運用の結果むしろ犯罪防止という面の場合に、青年の思想的な活動を封殺する虞があることを恐れて質問する者であります。第三條に「次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。」とありまして、その第二号に「次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、將來、罪を犯す虞のある少年」ということがあり、大人ならば、何ら問われないものを、この満二十才以下の少年には次のようなものを家庭裁判所の審判に付するとして、「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること」とあります。この正当な監督といふのは、保護者と思ひの理解の相違といふようなものは、全然理由にならんと認めらるべきかどうか、その点。それから「正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと」の場合、正当の理由といふのは、ある種の思想的な目的を以て、或いは文化研究とか、そういうような目的を以て、余り家に寄り附かない、そういう場合は、大体問題にならないと考へるか。この罪を犯す虞のある少年とあるのだから、単に正当な監督に服せず、正当な理由がなくとも、それだけでは審判に付せられないといふ言われませんが、併しこういうことを保護者の方から提出するに、理由にはならないか、或いはなるか。それから「犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかにがわしい場所に入出入りすること」とありますが、この犯罪性といふのは、単に犯

棒とか、搦手の団体とか、或いは賣春的な傾向とか、そういうものであつて、これも思想団体とか労働問題とか、そういう問題と全然關係のないことを意味しておるか、不道徳な人と交際してといふのは、往々地方の警察官などは、ちよつと進歩的な思想を持つと直ぐ不道徳な人と解したがるが、そういう虞はないか。又いかにがわしい場所といふのも、單に刑事犯罪のいかにがわしい場所であつて、思想的な研究会とか、そういうものを全然指さないか、その点をはつきり伺いたい。

○説明員(内閣文書官) 只今の第三條の第一項第二号に掲げてありますのは、我々はこれを非行少年と申しておりますが、この非行少年といふのは、只今の御質問によりまして、思想的な犯罪との関連において、どういふ意味を持つのか。こういう御質問の御要旨だつたと思ひますが、私共といたしましては、御承知のように少年犯罪につきましては、御承知のようによい点よりも、むしろ犯罪の予防といふ点を主として考へておるのであります。その処罰の對象になる犯罪と申しますのは、結局予防といふ点から考へますといふと、特に道義的の犯罪、いわゆる我々は専門的には、実質犯といわれておりまする犯罪につきまして、事を考へて行くべきだといふふうには考へておりました。只今の御懸念のように、非行少年の中に、思想的な傾向を持つ者を含ましめるといふことは、この全体の法案を御覽頂きますれば、存在しないのじやないか。そういう御懸念はないのじやないかといふふうに、私共は考へるのであります。それから成人はかような非行について罰する規定がないのに、少

年のみを何故に罰するか、何故にこういう強制的な処分を行うのかといふ御質疑であります。これは御承知のように各國とも、少年犯罪対策といつたしましては先程申上げたように、処罰といふことよりも、むしろ犯罪予防といふ点に主力を注いでおるのであります。それは、第一に、少年は教養の如何によつては、その性格の矯正も可能なのである。つまり「矯めざるなら若木のうちに」といふ諺もございませう。に、青年は非常に矯め易いという立場から、これに對しても、処罰を以て臨むより、矯正教育を以て臨むという方が適當であるといふこと、何と申しましても、青少年は次代の國家を担當する者として、特に教育の對象として重要な立場にある。こういうことを考へて、各國とも予防的措置といふことに重きを置いておるのであります。その意味におきまして、少年に對しては、特に愛の鞭を加ふる途を各國とも開いておるのであります。こういう立場から、非行少年について、保護処分をするといふことをこの法案においても規定いたしましたのであります。大体御質問については、その程度でござい

ます。

○委員(伊藤修君) 少年法につきましてはお手許に配付してありますごとく、衆議院において修正されております。一應これを讀み上げます。

少年法を改正する法律案の修正案

第三條第二項中、「十八歳」を「十四歳」と改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 家庭裁判所は、前條の場合を除いては、審判を開始した事

件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならぬ。

一 地方少年保護委員会の觀察に付すること。

二 救護院又は養護施設に送致すること。

三 少年院に送致すること。

2 前項第一号及び第三号の保護処分においては、地方少年保護委員会をして家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができ

第四十六條中、「(第二号)の保護処分を除く。」を削る。
第六十三條第四項中、下段を次のように改める。

新法

第二十五條第一項及び第二項第三号第二十四條第一項第一号第二十四條第一項第二号第二十四條第一項第三号

さよう御了承願います。
○宮城タマヨ君 今丁度、厚生省の児童局長が見えておるようでございますが、私の質問に対して御答弁が願えますか。

○政府委員(小島徳雄君) 時間の関係上、後でお答えいたします。

○委員(伊藤修君) それでは質疑はこれで終了いたしました。討論を省略することに御異議ございませんか。

○委員(伊藤修君) それでは質疑はこれで終了いたしました。討論を省略することに御異議ございませんか。

○委員(伊藤修君) それでは質疑はこれで終了いたしました。討論を省略することに御異議ございませんか。

○委員(伊藤修君) それでは質疑はこれで終了いたしました。討論を省略することに御異議ございませんか。

○委員(伊藤修君) それでは質疑はこれで終了いたしました。討論を省略することに御異議ございませんか。

致を以て、本案を原案通り可決することに決定いたします。尙本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますがこれは委員長において本案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして御承認願うことに御異議ございませんか。

○委員(伊藤修君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから本案を可とする方は順次御署名を願います。

【多数意見者署名】
○委員(伊藤修君) 署名洩れはございませんか。ないと認めます。それでは休憩いたします。

午後三時十分休憩

午後三時四十五分開会
○委員(伊藤修君) 引続いて委員会を開きます。少年院法案を議題にいたします。本法案に対して御質疑のある方はお願いいたします。速記を止め

【速記中止】
○委員(伊藤修君) 速記を始めて。他に御質疑はありませんか。それでは質疑はこの程度で打ち切ります。討論を省略して直ちに採決に入ることについて御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) 御異議ないものと認めて討論を省略いたします。では直ちに採決に入ります。本案に御賛成

の方には御起立を願います。
【総員起立】

○委員(伊藤修君) 全会一致原案は可決すべきものと決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願います。

○委員(伊藤修君) 尙原案に賛成された方はこれによりて順次御署名を願います。

【多数意見者署名】
○委員(伊藤修君) 次いで有限会社法等の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。別に御発言もないようでございますから質疑を打ち切り討論を省略して直ちに兩案を一括して採決採決に入りたいと思ひますが、御異議

【速記中止】
○委員(伊藤修君) 速記を始めて。他に御質疑はありませんか。それでは質疑はこの程度で打ち切ります。討論を省略して直ちに採決に入ることについて御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) 尙原案に賛成された方はこれによりて順次御署名を願います。

【多数意見者署名】
○委員(伊藤修君) 次いで有限会社法等の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。別に御発言もないようでございますから質疑を打ち切り討論を省略して直ちに兩案を一括して採決採決に入りたいと思ひますが、御異議

【速記中止】
○委員(伊藤修君) 速記を始めて。他に御質疑はありませんか。それでは質疑はこの程度で打ち切ります。討論を省略して直ちに採決に入ることについて御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) 尙原案に賛成された方はこれによりて順次御署名を願います。

【多数意見者署名】
○委員(伊藤修君) 次いで有限会社法等の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。別に御発言もないようでございますから質疑を打ち切り討論を省略して直ちに兩案を一括して採決採決に入りたいと思ひますが、御異議

【速記中止】
○委員(伊藤修君) 速記を始めて。他に御質疑はありませんか。それでは質疑はこの程度で打ち切ります。討論を省略して直ちに採決に入ることについて御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) 尙原案に賛成された方はこれによりて順次御署名を願います。

【多数意見者署名】
○委員(伊藤修君) 次いで有限会社法等の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。別に御発言もないようでございますから質疑を打ち切り討論を省略して直ちに兩案を一括して採決採決に入りたいと思ひますが、御異議

【速記中止】
○委員(伊藤修君) 速記を始めて。他に御質疑はありませんか。それでは質疑はこの程度で打ち切ります。討論を省略して直ちに採決に入ることについて御異議ありませんか。

て直ちに兩案を一括して採決に入ることについて御異議はございませんか。

○委員(伊藤修君) 御異議ないものと認めます。では採決に入ります。兩案共原案に御賛成の方の御起立を願います。

【総員起立】
○委員(伊藤修君) 全会一致兩案共原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願つて置きます。

【速記中止】
○委員(伊藤修君) 速記を始めて。他に御質疑はありませんか。それでは質疑はこの程度で打ち切ります。討論を省略して直ちに採決に入ることについて御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) 尙原案に賛成された方はこれによりて順次御署名を願います。

【多数意見者署名】
○委員(伊藤修君) 次いで有限会社法等の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。別に御発言もないようでございますから質疑を打ち切り討論を省略して直ちに兩案を一括して採決採決に入りたいと思ひますが、御異議

【速記中止】
○委員(伊藤修君) 速記を始めて。他に御質疑はありませんか。それでは質疑はこの程度で打ち切ります。討論を省略して直ちに採決に入ることについて御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) 尙原案に賛成された方はこれによりて順次御署名を願います。

【多数意見者署名】
○委員(伊藤修君) 次いで有限会社法等の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。別に御発言もないようでございますから質疑を打ち切り討論を省略して直ちに兩案を一括して採決採決に入りたいと思ひますが、御異議

【速記中止】
○委員(伊藤修君) 速記を始めて。他に御質疑はありませんか。それでは質疑はこの程度で打ち切ります。討論を省略して直ちに採決に入ることについて御異議ありませんか。

七月一日日本委員会に左の事件を付託された。
一、刑事訴訟法を改正する法律案(第四十七号)予備審査のため付託は五月二十六日

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案(予第二

百七号)
一、昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案(予第二

百八号)
昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案

昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案

昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案

昭和二十三年六月一日にさかのぼつて、檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号、以下第七十六号という)別表に掲げる額の十三割に相当する金額とする。

2 法第七十六号第九條の俸給月額について、前項と同様とする。

政府委員
檢務局長 國宗 榮君
法務局事務官 野木 新一君
法務局事務官 小島 徳雄君
法務局事務官 内藤 文賀君
法務局事務官 小島 徳雄君

檢務局長 國宗 榮君
法務局事務官 野木 新一君
法務局事務官 小島 徳雄君
法務局事務官 内藤 文賀君
法務局事務官 小島 徳雄君

○委員長(伊藤修憲) それでは全会一
と認めて討論を省略いたします。では
直ちに採決に入ります。本案に御賛成
上程いたします。別に御発言もないよう
です。から、質疑を打ち切り討論を省略し
2 法第七十六号第九條の俸給月額
についても、前項と同様とする。

宮城タマヨ君
星野 芳樹君

第二條 検事及び副検事の俸給その他
の給與に關しては、この法律に
別段の定のある場合を除く外、法
第七十六号の例による。

附 則

第三條 この法律は、公布の日から、
これを施行する。

第四條 検事及び副検事が昭和二十
三年六月一日以後の分として既に
支給を受けた法第七十六号による
俸給その他の給與は、この法律に
よる給與の内拂とみなす。

昭和二十三年六月以降の判事等の
報酬等に関する法律案
昭和二十三年六月以降の判事等
の報酬等に関する法律

第一條 判事、判事補及び簡易裁判
所判事(以下判事等という)の報
酬月額、昭和二十三年六月一日
にさかのぼつて、裁判官の報酬等
に關する法律(昭和二十三年法律
第七十五号。以下法第七十五号と
いう)別表に掲げる額の十二割に
相當する金額とする。

- れた。
- 一、少年法を改正する法律案(第百七十号)(予備審査のための付託は六月十七日)
 - 一、少年院法案(第百七十二号)(予備審査のための付託は六月二十三日)
 - 一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(第百六十五号)
 - 一、商法の一部を改正する法律案(第百六十六号)
 - 一、有限会社法等の一部を改正する法律案(第百六十七号)(予備審査のための付託は六月三十日)
 - 一、昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案(第百六十八号)
 - 一、昭和二十三年六月以降の判事等の俸給等に関する法律案(第百六十九号)(予備審査のための付託は七月一日)

第二條 判事等の報酬その他の給與に關しては、この法律に別段の定めある場合を除く外、法第七十五号の例による。

附 則

第三條 この法律は、公布の日から、
これを施行する。

第四條 判事等が昭和二十三年六月
一日以後の分として既に支給を受
けた法第七十五号による報酬その他
の給與は、この法律による報酬
その他の給與の内拂とみなす。

七月三日本委員会に左の事件を付託さ

第四部 司法委員会會議録第五十二号 昭和二十三年七月四日【委員長】

昭和二十三年十一月十一日印刷

昭和二十三年十一月十二日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局